

保医発 0131 第 3 号
令和 7 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別添 1 の第 2 章第 13 部第 1 節第 1 款 N O O 5 - 4 (1) を次のとおり改める。

- (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
- ア 固形癌における抗 P D - 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助
 - イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
 - ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
 - エ 子宮体癌における P A R P 阻害剤の適応判定の補助

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 1～9 (略) 第1節 病理標本作製料 N000～N005-3 (略) N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助 <u>エ 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助</u> (2)～(4) (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 1～9 (略) 第1節 病理標本作製料 N000～N005-3 (略) N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助 (新設) (2)～(4) (略)

N O O 5 - 5 (略)	N O O 5 - 5 (略)
第 2 節 (略)	第 2 節
第 14 部 (略)	第 14 部 (略)
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)